

町報 かどがわ

日本一住みよし

1999

10

第451号

門川町

目次

いきいきまちフェスティバル…	2	どうなる介護保険……………	6~7
門川町総合文化祭……………	3~4	門川の環境……………	8
交通法令講習会……………	5	おたっしやコーナー……………	9

おじいちゃん・おばあちゃん いつまでもお元気に！



9月15日(水)町内各地で
敬老会が実施されました。

産業と文化の祭典

10月30日(土)～31日(日) 2日間

門川町総合文化会館および周辺において開催!!

産業・商業・文化の一大イベントとして「いきいきまちフェスティバルイン門川」が盛大に開催されます。

イベント会場では、本町の特産品や商工業製品および食料品等の展示即売が行われ、クリエイティブセンターの室内では、門川町総合文化祭としての作品等が展示されます。

また、ステージでは合唱や邦楽、日本舞踊などの発表大会や、産業まつり、商業まつりの歌謡ショーなどが予定されています。みなさん、お誘い合わせの上、お越しください。

主催
門川町地場産業振興対策協議会・門川町商工会・門川町文化協会・門川町教育委員会(財)門川ふるさと文化財団



門川町総合文化祭

文化部門をお知らせいたします。各行事に参加される方と作品展に展示する作品を募集しています。将棋大会等に参加される方は、直接申し込みをしてください。なお、作品展の募集要領は次のとおりです。

〈募集要領〉

①募集作品

- 1、書道
 - ・半切以内を原則とし、縦横自由とします。額装の場合は、ガラス張りは原則として認めません。
 - ・作品には釈文を添付してください。
- 2、絵画
 - ・大きさは50号以内とし、額装するなど絵の保護をして出品してください。
 - ・額装は、原則としてガラス張りは認めません。

- ・水彩、クレヨン画などは画用紙に描いてそのままの出品を認めますが、押しピンで留めて展示することを了承してください。

3、彫刻

- ・重量は10kg以内とし、大きさは床面積1㎡以内、高さ2m以内とします。
- 4、工芸
 - ・彫刻に準じます。

総合文化祭

彫刻に準じます。

- 5、写真
 - ・大きさは、4つ切り(ワイド含む)以上、全紙以内とし、パネル張りとなります。
 - ・テーマは問いません。
- 6、陶芸
 - ・大きさは壁面積で50号以内とし、出品者が自分で搬入できる重さとなります。
- 7、その他
 - ・その他の作品については特に規定はありませんが、華道、盆栽、蘭などについては、展示期間中の管理は出品者が責任を持って行うこととします。
 - ・団体単位で出品する作品については、展示期間中の管理は団体が責任を持って行うこととします。

②作品搬入

- 1、作品展出品票(様式1)、預り書(様式2)、作品票(様式3)を事前に記入し、作品に添えて搬入してください。また、作品票(様式3)は作品の裏にしっかり添付してください。
- 2、団体単位で出品するときは、搬入日の3日前までに作品展出品票(様式1)を社会教育課に届け出るようにしてください。

③搬入期日

10月25日(月) 午前9時～午後6時

④搬入場所

クリエイティブセンター

⑤問い合わせ

教育委員会 社会教育課
電話(63) 1140(内線266)

総合文化祭

行事名	期日	会場	申込先
県北門川ふれあい将棋大会	10月24日(日)	クリエイティブセンター 教養文化室	門川将棋愛好会 小川 利治 TEL 63-1849
華展	10月30日(土)～31日(日)	クリエイティブセンター 会議室	門川町華道連盟 金丸キヌ子 TEL 63-0603
作品展	10月30日(土)～31日(日)	クリエイティブセンター 体育室	門川町教育委員会 社会教育課 TEL 63-1140
第9回芸能発表大会	10月30日(土)～31日(日)	総合文化会館	門川町文化協会 米良 来 TEL 63-1096
第14回合唱のつどい	11月3日(水) 文化の日	総合文化会館	門川町文化協会音楽部会 姫野まり子 TEL 63-6056
合同茶会	11月3日(水) 文化の日	クリエイティブセンター 教養文化室ほか	門川町茶道連盟 中島 宗美 TEL 63-6533
日本寒蘭展示会	11月6日(土)～7日(日)	クリエイティブセンター 会議室	蘭友会 小野 正照 TEL 63-3285

総合文化祭

体育部門についてもお知らせします

あなたも参加しませんか!

参加を希望される方は、各大会開催日の1週間前までにお申し込みください。

- 少年サッカー大会**
 - ◇とき 11月20日(土)
 - ◇ところ 海浜総合公園 多目的広場
 - ◇申込先 吉本 政文 ☎(63)1140
- テニス大会**
 - ◇とき 11月21日(日)
 - ◇ところ 9時開会 海浜総合公園
 - ◇申込先 テニス場 峯 幸男 ☎(63)2490
- 弓道**
 - ◇とき 11月23日(火)
 - ◇ところ 9時30分開会 幸節館
 - ◇申込先 岩崎 幸明 ☎(63)1014
- サッカー**
 - ◇とき 11月21日(日)
 - ◇ところ 9時開会 海浜総合公園 多目的広場
 - ◇申込先 吉本政文 ☎(63)1140

- 少女バレーボール**
 - ◇とき 11月7日(日)
 - ◇ところ 9時開会 勤労者体育センター 五十鈴小体育館
 - ◇申込先 江藤 優子 ☎(63)5673
- ゲートボール**
 - ◇とき 11月5日(金)
 - ◇ところ 8時30分開会 松寿園コート
 - ◇申込先 小野 吉重 ☎(63)5357
- グラウンドゴルフ**
 - ◇とき 11月25日(木)
 - ◇ところ 9時開会 海浜総合公園 多目的広場
 - ◇申込先 金丸 好次 ☎(63)3094
- バレーボール**
 - ◇とき 12月5日(日)
 - ◇ところ 9時開会 勤労者体育センター
 - ◇申込先 江藤 優子 ☎(63)5673
- バドミントン**
 - ◇とき 11月28日(日)
 - ◇ところ 9時開会 福祉健康交流センター
 - ◇申込先 内村 和洋 ☎(63)4927

- 少年ソフトボール大会**
 - ◇とき 11月21日(日)
 - ◇ところ 海浜総合公園 野球場
 - ◇申込先 太田 民雄 ☎(63)7780
- 四半的弓道**
 - ◇とき 未定
 - ◇ところ 総合福祉センター 道場
 - ◇申込先 児玉 登 ☎(63)2951
- 卓球**
 - ◇とき 12月5日(日)
 - ◇ところ 9時開会 中央公民館
 - ◇ところ 小学生・新人・個人・団体の部
 - ◇申込先 長友 幸夫 ☎(63)1454
- ラグビー**
 - ◇とき 11月7日(日)
 - ◇ところ 10時開会 海浜総合公園 多目的広場
 - ◇申込先 河野 道男 ☎(63)6673
- 少林寺拳法**
 - ◇とき 未定
 - ◇ところ クリエイティブセンター
 - ◇申込先 姫野 哲夫 ☎(63)1372

- 少年・少女バドミントン大会**
 - ◇とき 11月27日(土)
 - ◇ところ 勤労者体育センター
 - ◇申込先 小川 美紀 ☎(63)1048
- ソフトボール**
 - ◇とき 10月24日(日)
 - ◇ところ 9時開会 海浜総合公園 多目的広場
 - ◇申込先 田中 豊和 ☎(63)6574
- ソフトテニス**
 - ◇とき 未定
 - ◇ところ 海浜総合公園 テニス場
 - ◇申込先 坂元 京子 ☎(63)5808
- 野球**
 - ◇とき 11月28日(日)
 - ◇ところ 海浜総合公園 野球場
 - ◇申込先 岩切 和生 ☎(63)2211
- ミニバレーボール**
 - ◇とき 11月28日(日)
 - ◇ところ 8時30分開会 勤労者体育センター
 - ◇申込先 金田シゲ子 ☎(63)4082

交通法令講習会に 参加してください!

今年、県内の交通事故による死者数が昨年と比較して、8月末現在で既に19人増加しています。そこで、宮崎県、門川町及び交通安全協会から、交通事故が1件でも減少するように、交通ルールの遵守と交通マナーアップを呼びかけているところです。また、今回の道路交通法の一部改正により、「チャイルドシートの使用義務化」と「携帯電話の走行中の使用等禁止」の規定が設置されました。講習会におきまして、これらの県内交通事故の状況や道路交通法の一部改正について、詳しく説明をいたします。免許をお持ちの方は、ご家族ご近所お誘い合わせの上、受講してください。

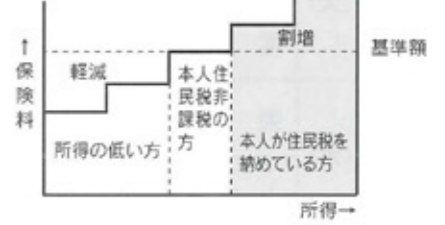
平成11年度 交通法令講習会日程表

講習日	分会名	男女別	時間	会場	該当地区
10月25日(月)	加草	合同	19:30~(受付19:00~)	草川公民館	加草1~5区
	庵川	合同	◇	庵川西公民館	庵川西・庵川東 牧山・谷の山
10月26日(火)	栄町	合同	◇	門川中学校 体育館	東栄町・西栄町 宮ヶ原・竹名
	尾末	合同	◇	門川漁協 2階会議室	旭町・後向・尾末東・中尾 上納屋1~3区・下納屋
10月27日(水)	栄町	合同	◇	中村公民館	中村
	上本町	合同	◇	上町公民館	上町・本町
10月28日(木)	五十鈴	女	◇	城屋敷地区 多目的研修センター	小松・小園・中山 城屋敷・五十鈴
	南町	合同	◇	南町1区公民館	南町1~2区 南ヶ丘
10月29日(金)	五十鈴	男	◇	城屋敷地区 多目的研修センター	小松・小園・中山 城屋敷・五十鈴
	平城	合同	◇	平城西集会所	平城東・平城西 城ヶ丘・栄ヶ丘
11月1日(月)	三ヶ瀬	合同	◇	三ヶ瀬地区 集落センター	三ヶ瀬
	上井野	合同	◇	西門川中学校 体育館	松瀬・上井野 大内原



- 主催 日向地区交通安全協会門川支部
- 問い合わせ 門川町役場 総務課 ☎63-1140(内線243)

介護保険



来年4月からスタートする介護保険制度！
シリーズで紹介しておりますが、1回から4回でこの介護保険制度のあらましについて、ご紹介いたしました。

今回は、介護保険制度への多かつた質問について、Q&Aの形式で回答いたします。また、介護サービスに携わっている方の紹介と介護サービスを受けるための申請受付について、お知らせします。

これって知りたいQ&A

Q1 私も介護保険に入らなければならないのですか？
A1 被保険者に該当すれば、必ず入らなくてはなりません。介護保険は強制加入です。日本国内に住所のある次のような方が介護保険の被保険者となります。（民間の保険会社等で取り扱っている介護保険とは、全く別なものです。）
①第一号被保険者（65歳以上のすべての方）
②第二号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方）

Q2 介護サービスを受けたいのですが、介護保険は使えますか？
A2 介護保険を使って介護サービスを受けるためには、次の条件が必要です。
①介護保険の被保険者であること。（Q1で確認してください）
②介護認定審査会の審査を経て、町長から「要介護」「要支援」の認定を受けていること。
③第二号被保険者の方で、要介護状態の原因が特定疾患である方。介護保険のサービスを受けたい場合は、申請をしなければなりません。後段の申請受付の記事をご覧ください。

Q3 私は65歳以上なので被保険者になるのですが、収入は年金だけです。介護保険料は、収入が多い人も少ない人も同じように負担しなくてはならないのですか？
A3 65歳以上の方の保険料は、その人の所得に応じて5段階に分かれることになっています。

軽減される方	基準額*を支払う方	割り増しの保険料を支払う方
生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者で住民税世帯非課税	本人が住民税非課税	本人が住民税課税で合計所得金額250万円未満
世帯全員が住民税非課税	本人が住民税非課税	本人が住民税課税で合計所得金額250万円以上
基準額×0.5	基準額×0.75	基準額×1.0
		基準額×1.25
		基準額×1.5

*基準額：市町村の介護サービスに必要な費用のうち、65歳以上の方の保険料で負担すべき分を、65歳以上の方の人数で割った平均的な額

Q4 介護保険のサービスを受けると1割負担があると聞いたのですが、自己負担額があまり大きいと支払えないのではないかと不安です。

A4 自己負担額が一定の限度額を超えたときには、福祉用具の購入など一部の例外を除いて、超えた分が介護保険から支給されることになっています。限度額については、現在検討中です。また、低所得者の方には自己負担の限度額を別に設定することが検討されています。

Q5 第二号被保険者（40歳以上65歳未満の方で医療保険に加入している方）の方でサービスを希望している場合、要介護状態に至る原因疾患があると聞いたのですが、それはどんなものなのでしょうか？

A5 5種類の特定疾患と呼ばれるものです。それは、次のものです。
①筋萎縮性側索硬化症②後縦靭帯骨化症③骨折を伴う骨粗鬆症④シャイ・ドレーガー症候群⑤初老期における痴呆⑥脊髄小脳変性症⑦脊柱管狭窄症⑧早老症⑨糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症⑩脳血管疾患⑪パーキンソン病⑫閉塞性動脈硬化症⑬慢性関節リウマチ⑭慢性閉塞性肺疾患⑮両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

介護サービスを受けるための申請が始まりました！

介護サービスを利用するためには、介護度の認定を受けなければなりません。そのためには、申請が必要です。（現在、ディサービスやホームヘルプサービス、ディケアなどの在宅サービスや特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護型の病院等に入所・入院している人も、申請をして介護度の認定を受けなければ、制度が始まったときにサービスが継続されません。）

門川町では、申請受付を9月6日よりスタートさせました。まず、現在何らかのサービスを利用されている方を中心に、サービス事業者の協力を得て申請を進めています。

在宅サービスを利用されている方は、支援事業所より申請の説明を受けて提出された方や、提出待ちの方もいます。

現在、サービスの利用をされていない方で来年4月より介護保険サービスを受けたい方は、申請する必要がありますので介護保険係までお願いします。（門川町社会福祉協議会の在宅支援センターや介護保険施設、社会保険労務士も申請の代行します。）なお、制度開始が来年の4月1日からですので、早急に手続きをしなければならぬものではありませんが、申請から認定結果通知までにおよそ30日程度の日数がかかりますので、来年2月中旬までには申請の手続きをお願いします。

また、現在介護保険施設へ移行する病院・施設へ入院・入所の方は、認定審査の事務処理上、申請手続きを少しお待ちいただいています。介護保険施設が代わりに申請しますので、施設・病院職員の方の指示を受けてください。

以上のように、認定申請は行っていくしますので、ご意見やご不満はおありかと存じますが、みなさんの温かいご協力のもと、来年の制度施行日には、要介護・要支援の方が一斉にサービスが受けられるように事務処理を行いたいと思います。みなさんのご理解のほどよろしくお願いいたします。

問い合わせ 福祉保健課介護保険係
☎63-1140（内線228）

介護サービスに携わっているのは、こんな人たちです

- ①かかりつけの医師～日常的な診療のほか、家族ぐるみで健康管理のアドバイスを受けられます。また、必要に応じて適切な医療機関を紹介します。かかりつけの医師は、介護サービスを受ける際に必要な「かかりつけ医意見書」も作成します。
- ②ケアマネジャー（介護支援専門員）～介護保険の要介護（要支援）認定を受けた人などから相談を受け、適切なサービスを組み合わせた介護計画（ケアプラン）を作成したり、市町村、事業者、施設などとの連絡調整を行います。また、市町村の委託を受けて、介護サービスを申請した人の自宅を訪問し、心身の状態をチェックする訪問調査も行います。
- ③社会福祉士～身体や精神上的の障害、環境上の理由などから日常生活に支障がある人や家族に対し、専門知識に基づいた助言や指導、援助を行っています。福祉施設や在宅介護支援センターなどで働いている人のほか、ソーシャルワーカーとして病院に籍を置いていたり、ケースワーカーとして市町村などで勤務している場合もあります。
- ④介護福祉士～心身の障害で日常生活に支障がある人に対する介護や、介護者に対する介護指導を、専門知識と技術を持って行っています。福祉施設や医療機関に介護職員として勤務していたり、ホームヘルパーとして働いています。
- ⑤ホームヘルパー～自宅で生活する高齢者などの家庭を訪問して、介護や家事援助を行います。サービスの実施主体である市町村や非営利団体、民間などに所属しています。
- ⑥訪問看護婦（士）～医師の指示に基づき、家庭を訪問して必要な看護サービスを行います。訪問看護ステーションなどに勤務しています。
- ⑦理学療法士（PT）～身体に障害のある人に対して、医師の指示のもと、運動療法や物理療法（熱や電気、水などを用いた療法）などを用いた機能訓練を行います。医療機関やリハビリ施設、福祉施設などで働いています。
- ⑧作業療法士（OT）～心身に障害のある人に対し、主に手先を使う作業療法を用いて日常生活を営むための訓練や生きがいづくりを行います。医療機関や福祉施設などで働いています。
- ⑨保健婦（士）～地域の住民が健康な生活を送れるように、保健指導や健康管理を行います。保健所や保健センター、医療施設、市役所、町村役場などで働いています。

以上に掲げた人達以外にも、いろいろな方々が関わりを持っています。

畜犬登録と狂犬病の予防注射 追加実施

平成11年度第2回目（犬の登録と狂犬病予防注射）を行いますので、犬を次の会場まで連れてきてください。なお、前回（4月）に注射を行っている犬は、対象外です。

当日、受けられない犬がいる場合には、環境課までご連絡ください。

月日	会場	時間
10月21日(木)	西門川郵便局隣	9:20~9:40
	小園公民館	9:50~10:10
	上町公民館	10:20~10:40
	中尾公民館	10:50~11:10
	栄ヶ丘公園	13:20~13:40
	宮ヶ原公民館	13:50~14:20
10月22日(金)	西栄町公民館	14:30~15:00
	南ヶ丘公民館	9:20~9:40
	上納屋公民館	9:50~10:10
	平城西郷住宅前公園	10:20~10:50
	庵川多目的研修施設	13:20~13:40
	庵川西公民館	13:50~14:20
	加草公民館	14:30~15:00

- 《手数料》
- (1) 登録犬の場合（注射のみ）
注射手数料 2,850円
 - (2) 新しく登録する場合
（登録と注射が必要です。）
登録手数料 3,000円
注射手数料 2,850円
合計 5,850円



皆々ご協力ください。10月1日は浄化槽の日です。

この日は、浄化槽に関する諸制度を整備した「浄化槽法」（昭和58年5月18日公布法律第43号）が、昭和60年10月1日に施行されたのを記念して、昭和62年に厚生省、建設省、環境庁の3省庁の主唱により設けられました。

浄化槽を設置されている方へ
家の新築や、増改築で、新たに浄化槽が設置された場合に設置者（管理者）は、浄化槽法第7条および第11条により、指定検査機関による法定検査を受けることが義務づけられています。

①法定検査とは？
新設、変更時の検査（7条検査）
浄化槽を使い始めてから6ヶ月から8ヶ月の間に、その浄化槽が正しく設置され、正しく機能しているかを判定するものです。

定期検査（11条検査）
浄化槽の保守点検と清掃が適正に行われているか、機能が正常に維持され、きれいな水が放流されているかを検査

するもので、ちょうど人間の健康診断に当たります。毎年1回の検査が義務づけられています。

②検査機関は？
宮崎県では、（財）宮崎県環境科学協会が検査機関に指定されています。

③定期検査（11条検査）は？
新設、変更時の検査（7条検査）の終了後、1年毎に検査時期（11条検査）になりましたら、はがき等によりご連絡をしますので、必ず検査を受けてください。

④検査結果の報告は？
検査の終了後、後日結果書を送付するようになっております。また、浄化槽管理者は、検査結果を3年間保管しなければなりません。

⑤保守点検とは？
浄化槽の「保守点検」では、浄化槽のいろいろな装置が正しく働いているかの点検、装置や機械の調整・修理、汚泥の状況を確認、汚泥の引き抜きや清掃時期の判定、消毒剤の補充といったこ

とを行います。当然、定期的に行うべきものですから、家庭用の浄化槽では4ヶ月に1回（処理対象人員が21人以上のものは3カ月に1回）以上行うように定められています。

問い合わせ 環境課
(63)1140(内線231)



①10月は、「国民健康保険被保険者証」の切替です 有効期限は10月末です。更新を受けましょう。

期限切れのため、現在交付の保険証は11月1日から使用できなくなります。

10月26日から公民館にて更新の手続きを行いますので、「国保だより（平成11年10月発行NO.2）」に掲載の日程表を確認しておいてください。

A 届け出もれはありませんか？

社会保険への加入・離脱、転入、転出、出生、死亡に伴う異動が生じた場合は、届け出をお願いします。また、住所が変わった時なども届け出が必要です。

B 子どもさんが学生等であるなど、遠隔地保険証が必要な場合は、在学証明書が必要です。

②もうすぐ70歳になり、老人保健医療制度に該当される方へ

満70歳になると、翌月の1日より老人保健制度の適用を受けることになります。門川町に住所を有する方で、該当される方には、町民課より「老人保健医療受給者証交付式」の案内をいたしますので問い合わせ等の必要はありません。

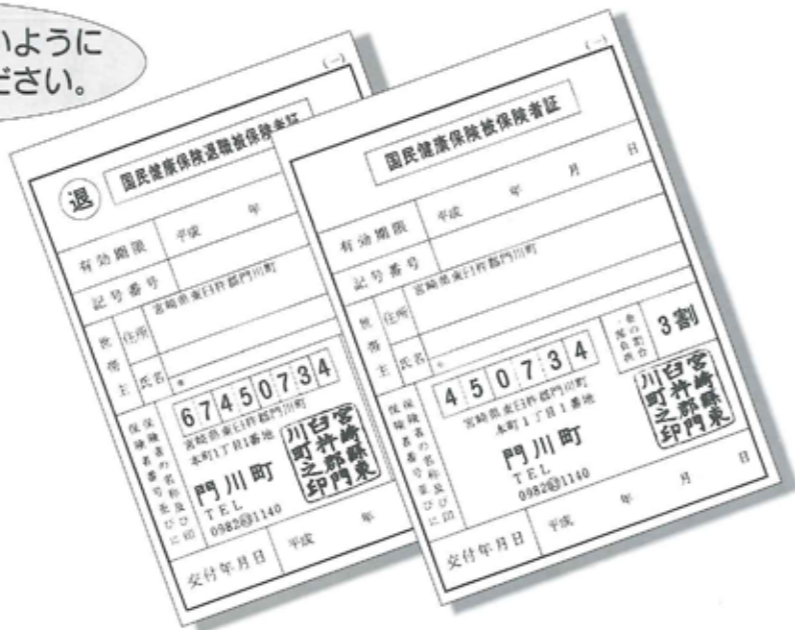
③あなたは、退職被保険者ではありませんか？ ご確認ください！

長い間勤めた会社や役所を退職し、厚生年金等を受けている70歳未満の国保加入者とその家族は「退職者医療制度」で医療を受けます。心当たりの方は、国保係に相談ください。

該当する人

- ・国保に加入している人
- ・老人保健法の適用を受けていない人
- ・厚生年金や共済組合などから老齢（退職）年金を受けている人で、これらの年金加入期間が20年以上もしくは40歳以後の加入期間が10年以上ある人

保険証は失くさないように大切に保管してください。



問い合わせ 町民課 国民健康保険係 ☎ 63-1140 (内線224)

わたしたちの 国民年金

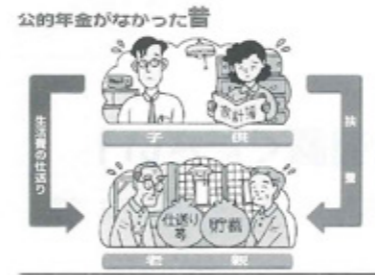
長い高齢期の生活を支える国民年金

高齢化、つまり日本の総人口に占める65歳以上の方の割合は年々高くなり、現在は16%を超えています。高齢化社会から高齢社会へと日本も脱皮し、あと20年後の超高齢化社会では、4人に1人が高齢者となることは確実です。高齢社会では、65歳になってからの平均余命も長くなっています。今年の8月に厚生省から発表された、平成10年のわが国の平均寿命は、女性が84・01才、男性77・16才で、ともに世界一となっています。そこで重要なことは、65歳になった方の平均余命はそれよりもっと長くなっている、女性は21・96年と、男性は17・13年と、ともに前年より伸びていることです。

つまり、65才から年金を受けはじめた場合、女性は87才、男性は82歳頃まで受けることになるのです。長い一生の間には、病気や障害、退職、老齢、死亡などのために、稼働能力を失う可能性があります。公の仕組みのもとに、老齢や障害などの不慮の事故による所得の減退などに備え、安心して働くことが出来るようにし、その

ような場合の生活を保証するのが公的年金制度です。国民年金などの公的年金の特徴は、老後生活の基礎的経費など、一定の水準の年金額を生産にわたって受給できることです。公的年金は、長い受給期間においても、年金額の実質的価値が落ちないように、物価の上昇があれば自動的に額が引き上げられます。つまり、個人では難しい、インフレなどの経済的な変動に対応するという仕組みになっていくのです。そして、公的年金制度は国が責任をもって運営し、安定的、長期的に管理しています。このような仕組みを取っているのは公的年金だけであり、核家族化が進み、高齢世帯が増えている今の世の中では、公的年金の役割や重要性は、ますます増大していくでしょう。

もちろん、国民年金の老齢基礎年金は老後生活の支柱ですが、もっと豊かな老後を送りたいという方には、付加保険



料の納付制度に加入することができます。また、老齢基礎年金と、自助努力で貯蓄をしたり、私的年金と組み合わせることにより、老後生活を充実させることも可能です。

このように、国民一人ひとりにとって大切な公的年金制度を守るために、未加入者や未納者の解消など、国民全体で取り組まなければならない課題があることも、知っておかなければなりません。

国民年金、厚生年金で相談したいこと、過去の厚生年金の被保険者期間の調査など、いろいろと聞きたいことがあると思いますので、気軽に年金相談員に相談してください。

問い合わせ

町民課年金係

(63)1140

(内線2222,2223)

交番 だより



<問い合わせ>

門川交番

☎63-1442

チャイルドシートの着用義務について

幼児を乗車させる自動車の運転者は、疾病その他やむを得ない理由があるときを除き、チャイルドシートを使用しなければならぬと制定されました。

制定趣旨

①自動車乗車中の幼児を保護するため。幼児は、自分で自分の命を守ることができない。

②自動車乗車中の幼児の死傷者数の急増。平成10年中の自動車乗車中の幼児の死傷者数

全国 9,548人

(平成六年の約一・五倍)

宮崎 三五人

(平成六年との対比30%増)

対象 6才未満の幼児を同乗させる場合

チャイルドシート

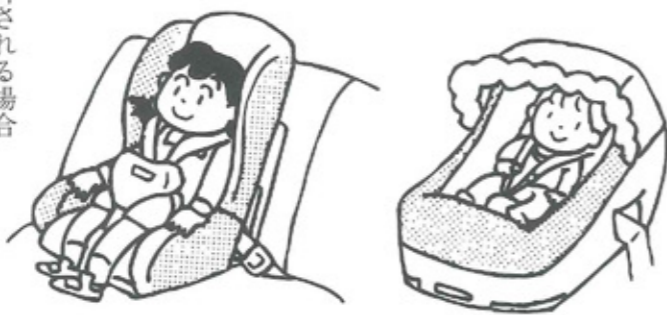
チャイルドシートは、基準に適合し、幼児の発育の程度に応じた形状を有することが

必要であり、幼児の体格の違いに対応しなければなりません。

乳児用(生後9ヶ月頃まで)

幼児用(生後9ヶ月から4歳頃まで)

学童用(4歳から10歳頃まで)



除外される場合

①疾病のため療養上使用させることができない場合。

例えば、皮膚疾患等の外的症状および自閉症等の内的症状。

②座席ベルトまたは取付装置を備えていないため、チャイルドシートを固定できない場合。

③座席に人数分固定するに足りる余地がない場合は、取付可

能な分だけチャイルドシートを取り付ければ良い。

④負傷または障害のためチャイルドシートを使用することが療

養上、または健康保持上適当でない幼児を乗車させるとき。

⑤著しく肥満していること、その他の身体の状態により、適切にチャイルドシートを使用させることができない幼児を乗車させるとき。

⑥運転者以外の者が、授乳その他の日常生活上の世話をしている幼児を乗車させるとき。

⑦緊急の救護のため、医療機関等へ緊急に搬送する必要がある幼児を、当該搬送のため乗車させるとき。

違反行為に対する基礎点数
点数1点(罰則、反則金なし)
施行
平成12年4月1日から

8月中の交通事故

人身事故	15件
物損事故	46件

まちの話題

門川小学校 「花・緑いっぱいグループ」より

門川小学校では、教科外活動として、学び方タイムを設け、活動を行っています。

その研究課題の一つとして、美しい地球環境づくりにと、役場の玄関前にプランターが届けられました。



花の面倒を見ている石田理加さん 請問さとみさん、右松友美さん

まちの話題

キジの放鳥

元気に育って

8月25日早朝、西門川小の生徒たちが、「元気に育って」と願いを込めて、キジの幼鳥を放しました。



向ヶ浜がきれいになりました (流木等一掃作戦)



向ヶ浜は、7月の台風により流木等が漂着し、景観をそこねていました。

そこで、地元南町二区、ボランティア協会、旭化成OB会、建設業協会、役場管理職会、同職員労働組合のみなさんのご協力で、美しい浜辺がよみがえりました。

平成11年度 門川町保健福祉大会

9月5日総合文化会館において、「誰もが安心して暮らせる やさしいまちづくりをめざして」をスローガンに、保健福祉大会が行われました。



9月9日は、救急の日

9月9日マルミヤストアにおいて、救急医療および救急業務に対する正しい知識と理解を深めるため、チラシの配布を行いました。



大盛況！第14回かどがわ納涼花火大会

8月28日、門川海浜総合公園で花火大会が開催されました。午後8時から納涼花火大会が行われ、約4,800発の花火が門川の夜空を彩りました。町内外から訪れた約32,000人の観客も夏の終わりの楽しいひとときを過ごされたことと思います。花火大会の開催につきましては、協賛金のご協力をいただきました区長さんをはじめ町民の皆様および事務所の皆様、また当日ご協力をいただきました消防団、警察の皆様、そして翌日、会場および花火打ち上げ場所の清掃をしていただきました(南)西の丸の皆様等、多くの方々よりご協力賜り心よりお礼申し上げます。今後とも納涼花火大会が皆様方に愛され、本町の活性化と発展につながるよう努めて参りますので、ご支援ご協力をお願い申し上げます。

第14回かどがわ納涼花火大会実行委員会
・門川町観光協会

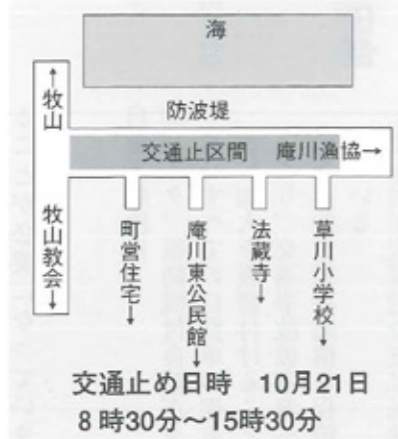


お知らせ

県道遠見半島線・町道庵川海岸線の一部交通止めのお知らせ

集まれわんぱく芸術家開催に伴い、平成4年から実施しています町内の小学6年生による防波堤での創作活動を今年も庵川地区で行う予定です。子どもたちの描く、「げんきな町」かどがわ”をご覧になってみませんか。
期日 10月21日
(雨天中止の場合は11月9日)

また、当日は、県道遠見半島線および町道庵川海岸線の一部で「交通止め」となりますので、ご注意ください。



交通止め日時 10月21日
8時30分～15時30分

お知らせ 連絡帳

催し

募集

10月は土地月間”です。

国土庁では、公共の福祉の優先等土地についての基本理念について広く国民の理解を深めるとともに、土地関係

施策について広報活動を行うことにより、土地について国民の理解と関心を高め、土地関係施策のより実効ある推進に資することを目的として、10月を「土地月間」として行います。
町民の皆様の土地施策等に対するご理解とご協力をよろしく願います。

「ふるさとづくり・まちづくり、あなたの土地の活用で」

また、この期間中の10月2日(土)午前10時～午後4時に(社)日本不動産鑑定協会九州沖縄不動産鑑定士協会連合会宮崎県支部が、延岡市社会福祉センターにおいて「不動産無料相談会」を実施します。

トルコ地震救援金 62,409円を送金

8月17日にトルコで発生した地震による被災者救援のため、サンシールさんの、Aコープ門川店の店頭と9月5日の保健福祉大会時に募金をお願いしたところ、皆様の暖かい善意により62,409円

を送金することができました。心より感謝申し上げます。

門川町赤十字奉仕団

10月は「高齢者雇用促進月間」

時は今、継続雇用の65歳高年齢者雇用の促進にご理解とご協力を

☆21世紀初頭には、労働力人口の約5人に1人が60歳以上の高年齢者になることが見込まれています。
☆高年齢者の雇入れ、継続雇用制度の導入等について、各種助成制度があります。

平成10年4月1日から定年制については、60歳以上にするのが義務づけられています。

☆60歳を下回る定年は無効となり、定年の定めがないものとみなされます。
☆高年齢者雇用安定法に違反する60歳未満の定年に基づいて、労働者を退職させることはできません。
☆定年を定めていない事業主

であって、引き続き定年を定めない場合は問題ありません。

問い合わせ
労働省・宮崎県・ハローワーク(公共職業安定所)・高年齢者雇用開発協会

秋の「行政相談週間」のお知らせ

「行政相談委員」と「総務庁(行政監察事務所)」は、国・県・市(町村)の役所の仕事やJ.R.・公庫・公団などの特殊法人の仕事について、「処理に納得できない」「不親切な扱いを受けた」「このようにしてほしい」「どこへ相談したらよいかわからない」などの苦情や意見・要望を住民からお聞きし、住民と役所の間に立って、公平・中立な立場から、その解決を促進するお手伝いをしていきます。

総務庁では、行政相談制度を広くお知らせし利用してもらうために、「行政相談週間」10月17日(日)～23日(土)を設け、全国一斉に各種の行事を行います。
門川町では、行政相談委員

の宮田チカ子さんが相談所を開設し、行政についての相談を受け付けますので、お気軽にお越しください。なお、相談は無料で、秘密は守られます。

相談日 毎週火曜日
午前9時～午後3時
(祝祭日は除く)

場所 総合福祉センター
行政相談委員
宮田チカ子さん 門川町宮ヶ原 ☎(63)2622

自動車損害賠償責任保険について

自動車損害賠償責任保険(共済)——いわゆる自賠責——は年間100万人を超える交通事故の被害者の方に支払われていることをご存じでしょうか。

交通事故の死傷者数は最近10年間で約30%増加し、昨年は100万人近い方が亡くなったり、負傷しています。そして、今年に入っても4月末までの死傷者数は、昨年を7%以上も上回る増加となっています。

増え続ける交通事故は、国民のだれもが交通事故の被害

者にも加害者にもなる可能性があり、被害者だけでなく加害者にとっても悲惨な結果をもたらす交通事故です。

ドライバー一人ひとりが、より一層の安全運転を心がけることが必要になってい

- 自賠責制度は、
- ①バイク、原動機付自転車を含みすべての自動車の保有者に加入を義務付けることにより、交通事故被害者への基本的な損害賠償を保障している。
 - ②運輸省が定型的な支払基準を定め、適正かつ迅速な保険(共済)金の支払を監督している。
 - ③事故発生に関する被害者の過失のうち、重過失のみを減額の対象としている。
 - ④保険料(共済掛金)の一部を使って、無保険(無共済)車による事故や加害者を特定できないひき逃げ事故の場合にも保障を行う「自動車損害賠償保障事業」を実施している。
 - ⑤自賠責保険(共済)から生じる運用益の一部は、被害者保護・救済に資する事業に使われ、さらに被害者を

サポートしている。など、車社会における交通事故被害者の保護・救済を目的としています。

なお、無保険(無共済)車の運行はドライバーの基本マナーに反するばかりでなく、罰則の対象にもなります。特に車検制度のないバイク、原動機付自転車は「期限切れ」、「かけ忘れ」にご注意ください。

無料法律相談のご案内

※民事、家事、登記、その他の法律問題について無料でご相談に応じます。

日時 平成11年10月4日(月)
午前10時～午後3時

場所 延岡市社会教育センター
主催 宮崎県弁護士会
問い合わせ 宮崎地方裁判所延岡支部 ☎0982(32)3291

「法の日は、10月1日です。法まもる心が築くよい社会

クレジット・サラ金・カード 110番について

期日 平成11年10月30日(土)～31日(日)

受付時間 午前10時～午後4時

相談方法 電話6台による相談(無料)
☎0985(20)3348

主催 宮崎県司法書士会
宮崎県司法書士会事務局
☎0985(28)8538

ご存知ですか？わが町、わが村の特産品が勢揃い！

宮崎市宮田町の県庁東別館1階にある「みやざき物産館」では、県、市町村および県内の事業所等の支援により、県内できつられているハム等の肉製品、海産物、果汁ジュース、焼酎、お茶、お菓子、漬物等の食品類のほか、陶器、ガラス製品、染め物、木竹製品等の工芸品約1、800以上の特産品を揃え、展示、即売を行っております。贈り物やお土産にぜひお立



10月1日から7日までは公証週間です。大切な契約や遺言は、公証役場で！

●公証役場は、国の機関です。

●公正証書は、国から任命された法律の専門家が作成する公文書であり、強い証拠力があります。

◆募集

平成11年度「消費生活セミナー」受講生募集

①公的年金制度の改正
少子・高齢化が進展し、人生80年代を迎えた今日、私たちが安心して豊かな高齢期を迎えるために、これからの年金制度を勉強します。

日時 11月12日(金)
13時30分～15時30分

講師 延岡社会保険事務所 副長 地村久雄氏

②ダイオキシン等の環境ホルモン
ダイオキシン汚染と生活への影響について学びます。

日時 11月19日(金)
13時30分～15時30分

講師 延岡消費生活センター 啓発員 中野よどみ氏

場所 クリエイティブセンター
受講料 無料
締切日 11月11日(木)
申込み・問い合わせ 商工水産課 ☎(63)1140
(内線255・256)

- 遺言や金銭の貸借、土地建物の賃貸借など大切な契約を公正証書しておくことで、権利の争いを防ぎ、あなたの財産を守ります。
- 金銭などの支払いを約束し、債務者が強制執行に服することを予め認諾しているときは、その公正証書により直ちに強制執行することができます。
- 遺言を公正証書にしておけば、家庭裁判所の検認手続きなしに遺言の内容が実現できます。
- 公正証書の原本は、公証役場に保存されますから改ざん、紛失の心配がなく、また秘密も保てます。
- 公証事務のご相談は、いつでも無料です。

延岡公証人役場
〒8820823
延岡市中町2丁目1番地7
☎0982(21)1339

働くあなたに 確かな 支え 労働保険

10月は労働保険適用促進月間です
◆労働保険とは

雇用保険と労災保険とを総称した言葉です。

●雇用保険は、労働者が失業したとき、失業給付を支給して生活の安定を図り、再就職を容易にするための援助を行います。また、失業の予防や雇用機会の拡大、雇用構造の改善、労働者の能力の開発向上、高齢者や育児・介護をする労働者の雇用継続の支援などを目的とした制度です。

●労災保険は、労働者が業務上または通勤途上で負傷したり病気に見舞われたり、あるいは不幸にも死亡された場合に被災労働者や遺族を保護するために必要な保険給付を行い、また、労働者の社会復帰の促進など労働者の福祉の増進を図ることを目的とした制度です。

◆労働保険は、強制保険です
労働者を一人でも雇用されている事業主の方は、一部の事業(農林水産業のうち労働者5人未満の個人経営の事業等)を除いて労働保険に加入することになっています。

●労働保険は、民間企業が運営し、希望者が任意に加入する生命保険や火災保険な

どと違って、政府が直接、管理・運営しており、希望するかどうかかわらず加入する強制保険です。また、パートタイム労働者も一定の要件を満たせば、雇用保険の被保険者となります。

◆労働保険の加入手続きは最寄りのハローワーク(公共職業安定所)または、労働基準監督署で行っていただきます。

●加入手続き等の事務処理がわずらわしいとお考えの事業主の方には、労働大臣が認可した事業主団体である労働保険事務組合や社会保険労務士に事務処理を委託できる制度もありますので、利用されることをお勧めします。

問い合わせ
ハローワーク(公共職業安定所) 労働基準監督署

◆労働保険は、強制保険です
労働者を一人でも雇用されている事業主の方は、一部の事業(農林水産業のうち労働者5人未満の個人経営の事業等)を除いて労働保険に加入することになっています。

●労働保険は、民間企業が運営し、希望者が任意に加入する生命保険や火災保険な

細島灯台一般公開

11月1日は「灯台記念日」です。そこで、これを記念しまして第十管区海上保安本部細島航路標識事務所(日向市



細島668番地) ☎(52)4622では日向市細島の「細島灯台」等の施設を11月3日(水)午前10時から午後4時まで、一般公開を行います。

普段は公開しておりませんが、当日は灯台およびレンズ、回廊、無線方位信号所の機器等をご覧いただけます。また、現地では灯台一般公開記念スタンプの押印、記念写真撮影同時プリントの無料サービスも用意しております。

(特別企画)小学生による「未来の灯台」絵画展も開催します。

なお、灯台までの交通手段は自家用車、市内バス等が利用できます。

●自家用車
馬ヶ背駐車場から 徒歩4分

●市内バス
東細島バス停から 徒歩約1km

今月の納期

- ・ 集合税 5期
- ・ 国民年金保険料 10月分

門川短歌会九月作品集

父と子か釣り糸垂るる海の浜を見つつ過ぎゆく潮風の中
 歩くことかなわずなりし老い父の身支度ととのえひと日はじまる
 歌と酒冥土にあるや松本政夫勅題入選喜びいしに
 朝未だき中天に月ゆつたりと犬引く我を見下ろしている
 故郷の友訪ねしに皆老いて月日の流れ早きを思う
 久々に帰郷の里山なつかしく稲田の風は吾にやさしむ
 新しく電化製品買い替えて一人生活に弾みを付けけり
 三十年昔買いたる耕耘機整備すまして倉庫に納む
 暑き朝電車に妻と小さき旅安野光雅絵画展に

杉山 芳子
 鎌田 慶子
 櫻井喜美子
 日野 厚子
 赤澤 千年
 佐藤 寛
 北田 元好
 後藤 広清
 松下 成幸

●町内人口 [9月1日現在人口]

男	女	計	世帯数
9,161 (9,141)	10,260 (10,257)	19,421 (19,398)	6,661 (6,646)

※()内は前月

今月の主な行事

- 1(金) 血圧測定(9:30~11:00 門川町役場 町民室)
 マタニティ教室(13:30~15:00 門川町役場 宿直室)
 パーフェクトメニュー実践講座(中級編)
 (10:00~ 中央公民館)
 婦人会定例会(19:30~ 門川町役場 2階会議室)
- 2(土) 男性料理教室(9:00~ 富ヶ原公民館)
- 3(日) かどがわ日曜朝市(7:00~9:00 アビオ広場)
- 10(日) 町民体育大会(8:30~ 海浜総合公園)
- 13(水) パーフェクトメニュー実践講座(初級編)
 (10:00~ 中央公民館)
- 14(木) 健康相談 三ヶ瀬地区
 (9:30~10:00 三ヶ瀬集落センター)
 * 上井野地区(11:00~11:30 上井野公民館)
 * 松瀬地区(13:00~13:30 松瀬公民館)
- 15(金) 3歳児健診(H8年4月・5月生)
 (受付13:30~14:00 総合福祉センター)
 トマト教室(10:00~ 中央公民館)
- 17(日) かどがわ日曜朝市(7:00~9:00 アビオ広場)
- 20(水) 大腸ファイバー検診(完全予約制 門川町役場)
 さるびあ塾(9:30~ 中央公民館)
- 21(木) 骨太教室医師講演会
 (13:30~15:30 クリエイティブセンター)
 集まれ わんぱく芸術家(9:00~ 庵川防波堤)
- 21(木)~22(金) 番犬登録と狂犬病予防注射(各地区会場)
- 22(金) ポリオ(生後3ヶ月~90ヶ月未満)
 (受付14:00~14:30 クリエイティブセンター)
- 24(日) 第17回読書感想文発表会・表彰式
 (9:00~ クリエイティブセンター)
- 25(月)~11/1(日) 交通法令講習会(各地区会場)
- 26(火)~28(木) 国保被保険者証更新(各地区公民館)
- 27(水) 乳児健診(H11年6月・7月生)
 (受付13:30~14:00 総合福祉センター)
- 28(木) ヘルスマイト教室(10:00~ 中央公民館)
- 30(土)~31(日) 門川町総合文化祭作品展
 (9:00~16:00 クリエイティブセンター)
 いきいきまちフェスティバルイン門川
 (9:00~ 総合文化会館)



発行日/平成11年10月1日
 発行編集/門川町役場 総務課
 〒889-0696 宮崎県東臼杵郡門川町本町1-1
 TEL (0982) 63-1140(代) FAX (0982) 63-1356

「町報かどがわ」についてのご意見・ご希望は、総務課までハガキかFAXでお送りください。